

改正

平成元年11月17日規則第48号

平成 5 年 6 月21日規則第20号

平成 5 年10月25日規則第39号

平成 7 年11月20日規則第51号

平成 9 年 9 月30日規則第61号

平成12年 3 月31日規則第83号

平成14年 8 月12日規則第51号

平成17年12月15日規則第67号

平成20年 4 月14日規則第42号

平成22年 3 月26日規則第18号

平成26年 3 月26日規則第 7 号

令和元年12月20日規則第54号

令和 3 年 3 月31日規則第12号

旭川市工業技術センター条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旭川市工業技術センター条例（平成元年旭川市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開所時間及び休所日)

第 2 条 旭川市工業技術センター（以下「センター」という。）の開所時間は、午前 8 時45分から午後 9 時までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に変更することがある。

2 センターの休所日は、旭川市の休日を定める条例（平成 5 年旭川市条例第 3 号）第 1 条第 1 項各号に定める日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、臨時に変更し、又は設けることがある。

(使用の承認)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項前段の規定による承認を受けようとする者は、旭川市工業技術センター使用申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、センターの使用を承認したときは、旭川市工業技術センター使用承認書（様式第 2 号。

以下「使用承認書」という。)を申請者に交付する。

(使用の取消し等)

第4条 前条の規定により使用承認書の交付を受けた者が条例第4条第1項後段の規定による承認を受けようとするときは、旭川市工業技術センター使用取消(変更)申請書(様式第3号)に使用承認書を添えて市長に提出し、旭川市工業技術センター使用取消(変更)承認書(様式第4号)の交付を受けなければならない。

(依頼試験)

第5条 センターに試験を依頼する者は、旭川市工業技術センター依頼試験申請書(様式第5号)に試験品を添えて市長に提出し、旭川市工業技術センター依頼試験承認書(様式第6号。以下「依頼試験承認書」という。)の交付を受けなければならない。

2 市長は、試験が完了したときは、依頼者に成績書(様式第7号)を交付する。

3 成績書の謄本は、必要に応じ、これを交付する。

4 第1項の規定により提出された試験品は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第6条 条例第5条第4項の規定により使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の減額又は免除を受けようとする者は、旭川市工業技術センター使用料等減免申請書(様式第8号)を市長に提出し、旭川市工業技術センター使用料等減免承認書(様式第9号)の交付を受けなければならない。

(使用料等の納入)

第7条 センターを使用する者は、使用承認書の交付を受けたときに使用料を納入しなければならない。

2 センターに試験を依頼する者は、依頼試験承認書の交付を受けたときに手数料を納入しなければならない。

3 センターに成績書の謄本の交付を依頼する者は、成績書の謄本の交付を受けたときに手数料を納入しなければならない。

4 第4条の規定により使用の内容を変更した場合において、既に納入した使用料に不足が生じたときは、不足の使用料を納入しなければならない。

(使用料等の還付)

第8条 条例第5条第5項ただし書の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、旭川市工

業技術センター使用料等還付申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（暖房料及び備付物品の使用料）

第9条 条例別表1に基づき徴収するセンターの暖房料及び備付物品の使用料は、次の各号に定める額とする。

（1） 暖房料 条例別表1 （1） 部屋の使用料の2割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

（2） 備付物品の使用料 別表に定める額

2 暖房料の徴収期間は、11月1日から翌年の4月30日までとする。

（き損等の届出）

第10条 使用者は、センターの施設をき損し、又は滅失したときは、直ちにき損（滅失）届（様式第11号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（使用者の遵守事項）

第11条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

（1） 使用を承認されていない施設を使用しないこと。

（2） 使用後は、係員の点検を受けること。

（3） 所定の場所以外で喫煙又は火気の使用をしないこと。

（運営委員会の構成）

第12条 条例第7条の規定による旭川市工業技術センター運営委員会（以下「委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 機械金属工業等関係者

（2） 学識経験者

（任期）

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第14条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第15条 委員会は、会長が招集する。

2 この規則に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

第16条 削除

(職員)

第17条 センターに所長を置く。

2 センターに主査、主任その他必要な職員を置くことがある。

(職務)

第18条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主査は、上司の命を受けて主査の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

3 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(所掌事務)

第19条 センターは、次の事務を分掌する。

(1) 機械金属工業に係る生産加工技術の指導及び相談並びに製品開発支援に関すること。

(2) 機械金属工業に係る技術者の育成指導並びに技術研修の企画及び実施に関すること。

(3) 機械金属工業に係る先端技術の調査研究及び普及並びに技術情報の収集及び提供に関すること。

(4) 依頼試験等の実施及び成績書の発行に関すること。

(5) 機械金属工業関係団体の指導育成に関すること。

(6) その他センターに関すること。

(事務代決)

第20条 センターの代決については、市長が別に定めるところによる。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年11月17日規則第48号)

この規則は、平成元年11月18日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 21 日規則第20号抄）

- 1 この規則は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年10月25日規則第39号）

この規則は、平成 5 年11月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年11月20日規則第51号）

この規則は、平成 7 年12月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 9 月 30 日規則第61号）

- 1 この規則は、平成 9 年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に承認された使用に係る使用料については、この規則による改正後の旭川市工業技術センター条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年 3 月 31 日規則第83号）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 8 月 12 日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月15日規則第67号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の旭川市工業技術センター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成18年 4 月 1 日以後の使用に係る申請及び試験に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請及び試験、検査又は情報検索に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市工業技術センター条例施行規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成20年 4 月 14 日規則第42号）

この規則は、平成20年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月 26 日規則第18号）

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市工業技術センター条例施行規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市工業技術センター条例施行規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成26年 3 月26日規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和元年12月20日規則第54号）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の旭川市工業技術センター条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別表の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月31日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表

品名	単位		使用料 (円)	構成
ビデオプロジェクター	1 回	1 式	540	ビデオプロジェクター、スクリーン、テーブル
コピー使用料	1 枚		10	

備考

この表において「1 回」とは、「9 時から12時まで」、「13時から17時まで」又は「18時か

ら21時まで」の間における使用をいう。